

徳島県訓令第九号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

徳島県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県副知事の担任意務に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、副知事の担任意務に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第二条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

一 共管事務

- イ 県政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ロ 人事及び予算編成に関すること。
- ハ その他知事が指定する事項に関すること。

二 副知事後藤田博の担任意務

- イ 県政の総括に関すること。
- ロ 政策創造部、経営戦略部、商工労働観光部、監察局及び出納局に関すること。
- ハ 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会及び労働委員会との連絡調整に関すること。

二 その他知事が指定する事項に関すること。

三 副知事福井廣祐の担任意務

- イ 県民環境部、保健福祉部及び農林水産部に関すること。
- ロ 病院局に関すること。
- ハ 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。
- ニ その他知事が指定する事項に関すること。

(事故時等の取扱い)

第三条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任する。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、副知事の担任意務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年十二月十九日から施行する。